

身体的拘束等の適正化のための指針

特別養護老人ホーム 鶴ヶ丘苑

1.施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では「利用者の意思・人格を尊重し、心身ともにすこやかに育成され能力に応じて自立した日常生活ができるよう支援します」の法人の基本方針に則り、身体的拘束等を安易に正当化することなく、職員ひとり一人が身体的・精神的弊害を理解するとともに、常に拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行なわないうケアの提供をすることが原則であり、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行なうことがあります。

- ①切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替法がないこと
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※緊急やむを得ず身体的拘束を行なう場合には、上記三つの要件全てを満たすことが必要である

介護保険指定基準において身体拘束の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりや妨げるようないすを使用する
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人の迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※なお、介護保険指定基準において明示されていない、言葉での身体的・精神的行動抑制（スピーチロック）も身体拘束と捉え、接遇の意識を高め、思いやりの気持ちを持って援助にあたります。

2.身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

①身体的拘束等適正化検討委員会（以下委員会）を設置し、毎月開催するものとします。
なお、定期開催に関わらず、必要時は随時開催するものとします。

②委員会の構成職員は以下とします。

- ・施設長
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・機能訓練指導員
- ・必要に応じ他職種職員

※委員会の責任者は施設長とする

③委員会は以下の項目を検討・決定します

- ・施設内での身体的拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等廃止に関する職員全体への指導・啓発

3.身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

適正化の徹底を図るため、以下の職員研修を行ないます。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新規採用職員に対する研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施（外部研修への積極的参加およびその報告）

4.施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- ① 身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間または実施時間帯、期間、改善・解除に向けた取り組み方法を利用者本人・ご家族（契約代理人）に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ② 身体的拘束の実施同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、その理由及び利用者の状態をご家族（契約代理人）へ説明し、再度同意を得た上で実施するものとします。

5.身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

- ① 緊急やむを得ず、身体的拘束の実施を検討しなければならなくなった際は、身体的拘束適正化検討委員会を開催する。
- ② 委員会において身体的拘束を実施することによる利用者の心身への影響、拘束を実施しない場合のリスクを検討する。その際、「緊急やむを得ない場合の例外三原則」全てを満たしているかどうかについて確認する。
- ③ 身体的拘束を実施せざる得ないと判断した場合、身体的拘束の必要理由、内容(方法)、時間帯、実施期間（開始から解除予定）について検討し、ご家族（契約代理人）に対する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書」を作成する。
- ④ 実施にあたり、ご家族（契約代理人）に対し「4.施設内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針」に則り説明し、同意を得た上で実施するものとする。
- ⑤ 身体的拘束実施時はその態様、日々の心身等の観察内容等を記録する。
- ⑥ 身体的拘束を継続する必要がなくなった際は速やかに解除するものとする。その際はご家族（契約代理人）に報告する。

6.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は公表し、利用者、ご家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるものとする。

7.その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービスに関わる職員全体が以下の点に対し共通認識を持つことが重要である。

- ① 職員不足を理由に、安易な身体的拘束実施は行わない。
- ② 事故及び法的責任の回避のための身体的拘束実施は行わない。
- ③ 身体的拘束を検討、実施する前に拘束をしない対応の検討、協議を最優先する。
- ④ 身体的拘束の要因となりえる施設環境の整備、利用者個々の疾患及び心身の特性を理解し基本的な介護を充実させることで、利用者が住みやすい施設作りを目指す。

平成 30 年 5 月 31 日作成